

議 事 録

第 1 1 回 定 例 総 会

平成30年6月8日

太田市農業委員会第11回定例総会議事録

開会日時	平成30年6月8日(金) 午後 2時		
閉会日時	平成30年6月8日(金) 午後 3時25分		
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)		
出席委員 (19人)	2丸山 忠 6藤生 博 10糸井 敏幸 15石原 孝志 19藤本 富久	3木暮 昌弘 7吉田 清和 11岡田 貴男 16新井 章夫 20茂木 利子	4中村 博正 8牛久保 榮治 13山田 清作 17清水 由紀江 21片亀 昌子
欠席委員 (3人)	1川田 明	12塚越 寶	22中村 薫
出席職員 (8人)	北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 宮崎係長代理 西野目係長代理 高橋主任 青木主任 野村主事		
会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第6号	下限面積(別段の面積)の設定について	(会長)
報告事項	報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について	
	報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第4号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	
協議事項	(1) 農業委員会事務の実施状況等の公表について		
	(2) 平成31年度農林関係税制改正に関する要望について		
その他	新規就農者聞き取り調査用紙について		

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第11回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者19名、欠席者3名であり、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは21番 片亀 昌子 委員 と2番 丸山 忠 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 はい、訂正が2件ございます。議案書の1ページをお開きください。議案第1号 農地法関係許可取消願についてですが、番号2番の取消理由欄「譲渡人を変更するため」となっていますが、正しくは「譲受人を変更するため」となりますので、訂正をお願いいたします。つきまして、2ページをお開きください。番号4番の備考欄「24番と関連」となっていますが、正しくは「23番と関連」となりますので、訂正をお願いいたします。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が、会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は4件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 番号1番 烏山中町の土地 396 m²について、一般住宅用地として許可を得たが、住宅建築の計画がなくなり、土地を売却するため、許可を取り消したい。
番号2番 大鷲町の土地 677 m² 外2筆 について、太陽光発電設置用地として許可を得たが、譲受人を変更するため、許可を取り消したい。
番号3番 新田赤堀町の土地 733 m² について、畜舎用地として許可を得たが、畜舎を取り壊し、土地を売買するため、許可を取り消したい。
番号4番 新田花香塚町の土地 185 m²について、一般住宅用地として許可を得たが、住宅建築の計画がなくなり、土地を売却するため、許可を取り消したい。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番と2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。
申請地は昭和62年に一般住宅用地として許可を受けましたが、現在は前橋市が生活の拠点となっており、住宅を建てる計画がなくなったため、農地法第4条の許可を取り消すものです。現地を確認したところ農地のため、取消相当と意見決定しました。
- 3番委員 番号2番について、許可取消願及び確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。
現地を確認したところ、工事は未着手で農地のままであり、周辺農地への影響もないため、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番と2番について報告がありま

委員
 議長
 議長
 議長
 7番委員
 2番委員
 議長
 委員
 議長
 議長
 事務局

したが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
 番号1番と2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 全員賛成でありますので、番号1番と2番を取消とすることに決定いたします。
 つづいて、番号3番と4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
 番号3番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、畜舎を取り壊し土地を売買するため、許可を取り消し、改めて許可申請するものであり、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 つづいて番号4番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、野菜が栽培され農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。
 再度ご審議の程よろしく願いいたします。
 ただいま、第5地区協議会より番号3番と4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
 番号3番と4番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 全員賛成でありますので、番号3番と4番を取消とすることに決定いたします。
 つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長あてにあったので、処分の決定を求めます。提出件数は9件です。事務局より、提案をお願いいたします。
 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田小金井町の土地 畑 3,763 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。

2番 新田小金井町の土地 畑 1,377 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。

3番 新田小金井町の土地 畑 1,969 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。

4番 新田村田町の土地 畑 1,188 m² 外1筆 計1,940 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。

5番 新田反町町の土地 田 988 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

6番 新田反町町の土地 田 987 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

7番 新田反町町の土地 田 987 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

8番 新田上江田町の土地 畑 737 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

9番 藪塚町の土地 畑 1,630 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から9番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、番号1番から4番については、先月保留となった案件となります。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号1番から4番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

18番委員

番号1番から4番までの譲受人が同一人であるため、一括して報告いたします。先月1カ月保留となった案件です。借受人の法人は、NPO法人の関連法人です。このNPO法人は精神病院の患者のカウンセリングを行っています。トラクター等の農機具は構成員が所有し、野菜貯蓄施設も構成員の農家の方の施設を利用します。6人いる構成員のうち年間150日以上農業従事する構成員がおります。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

19番委員

番号1番から4番について、当地区協議会で確認調書に基づき調査し

た結果は、現地を確認したところ、いずれも耕起されており作付け可能な農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会及び第5地区協議会より番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号5番から8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、2番委員は番号8番の議事に参与することができませんので、まず、番号5番から7番について、第5地区協議会で調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号5番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

3案件とも譲受人は農家経営の拡充、譲渡人は高齢により農業に従事できないとのことです。譲受人は農機具等を所有しており、番号5番から7番の土地は隣接しており、使い勝手も良いため申請するものです。現地を確認したところ、3件とも北側は道路、南側、西側、東側は農地です。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号5番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号5番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番から7番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて、番号8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号8番につきましては、2番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いします。

(2番委員 退席)

15番委員 番号8番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は米麦を中心とした認定農業者であり、後継者も従事しております。今回の申請は経営規模拡大するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。

番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。2番委員は入室してください。

(2番委員 入室)

議長 つづいて、9番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は、ほうれん草、枝豆を中心とした農業経営を行っており、経営規模を拡大するために申請地を取得するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号9番について報告がありました。

委員 議長 議員 議長 事務局

ご意見、ご質問等ございますか
なし。
ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
全員賛成でありますので、番号9番を許可とすることに決定いたします。
つづきまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は4件です。事務局より、提案をお願いいたします。
提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 只上町の土地 3,338 のうち 616.91 m² 外1筆 計 3,819 のうち 903.95 m²、農地区分につきましては、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則、不許可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」は例外規定があり問題はないと考えます。なお、以降の案件において、農用地区域内農地と判断されたものにつきましては、同様のため、説明を省略させていただきます。

農業用倉庫、更衣室兼休憩所、簡易トイレ、駐車場用地として転用するものです。

番号2番 新野町の土地 248 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

番号3番 西長岡町の土地 85 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり、問題はないと考えます。

農家住宅の敷地拡張として転用するものです。

番号4番 新田市町の土地 991 m² 外3筆 計 2,972 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地につきましては、原則転用

不許可ですが、一時的な利用に供される場合については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は、足利市において花卉栽培を中心に農業を営んでおり、1年前から複数のガラスハウスにおいてシクラメンを栽培しております。シクラメン栽培のために休憩所及び農業用倉庫を設置するものです。現地を確認したところ、南、北側は農地、西側は道路、東側は水路です。したがって、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま第2地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて、番号2番と3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。転用の許可を得ずにビニールハウスを農機具置場として使用していました。農家用住宅の敷地拡張し、この土地に物置を設置したいとのこと。また、転用違反について本人は深く反省し、農業委員会会長宛に始末書を添付し是正するものです。周囲は住宅に囲まれ、南側は広い道路で、周囲に農地はなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

3 番 委 員

番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は昭和46年頃、農業用物置を設置し、現在まで使用していました。今回調査した結果、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。南側、西側は宅地、北側は道路、東側は農地であり、現地を確認したところ、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第3地区協議会より、番号2番と3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議 長

つづいて、番号4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員

番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請地は、地盤が低く作業効率が悪いので、耕作しやすいように申請地を嵩上げするものです。現地を確認したところ、道路より40cmほど低く、作業性はかなり悪くなっています。北、東、南側は農地、西側は道路です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第5地区協議会より、番号4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等も無いので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 つづいて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長あてにあったので、審議を求めます。提出件数は2件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 番号1番 大原町の土地 990 m²について、一般住宅・作業所及び駐車場用地として承継するため、計画変更するものです。
番号2番 大原町の土地 247 m²について一般住宅用地として承継するため、計画変更するものです。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番と2番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号1番と2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。議案第5号31番、32番に関連しますが、番号1番と2番の現地を確認したところ、1番は農地として耕作されており、2番は更地となっております。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、承認相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号1番と2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を承認とすることに決定します。
- 議 長 つづきまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は33件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

提出件数33件について、朗読し詳細に説明する。

1番 台之郷町の土地 488 m²、農地区分は「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 矢場町の土地 2,843 m² 外3筆 計7,258 m² 農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

3番 安良岡町の土地 350 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 東長岡町の土地 135 m² 外1筆 計415 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 東金井町の土地 774 m²、農地区分は第二種です。

共同生活援助施設用地として転用するものです。

6番 東金井町の土地 4,734 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「既存敷地の2分の1以内での拡張」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。露天駐車場用地として転用するものです。

7番 龍舞町の土地 770 m² 外1筆 計1,427 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 952 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

9番 茂木町の土地 235 m² 外1筆 計352 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 只上町の土地 48 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 原宿町の土地 1,619 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

12番 東今泉町の土地 247 m² 外1筆 計305 m²、農地区分は第二

種です。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 鳥山中町の土地 396 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 大鷲町の土地 677 m² 外2筆 計1,334 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

15番 菅塩町の土地 266 m² 外1筆 計834 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

16番 大館町の土地 652 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電用地として転用するものです。

17番 世良田町の土地 517 m²、農地区分は第二種です。

倉庫・事務所用地として転用するものです。

18番 新田赤堀町の土地 250 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田市野井町の土地 146 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田市野井町の土地 353 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田上田中町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田下田中町の土地 1,764 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

23番 新田花香塚町の土地 185 m²、農地区分は第二種です。

作業所兼店舗用地として転用するものです。

24番 藪塚町の土地 331 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

25番 藪塚町の土地 685 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 2,678 m²の内436.58 m²、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則不許可ですが、「農業施設用地として用途区分が行われている農地で指定された用途

に供する場合」につきましては、例外規定があり問題ないと考えます。
農業用倉庫及び農機具置場用地として転用するものです。

27番 山之神町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

28番 寄合町の土地 1,676 m²、農地区分は第一種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

29番 寄合町の土地 459 m² 外1筆 計898 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 3,034 m² 外3筆 計4,152 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

31番 大原町の土地 990 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅・作業所及び駐車場用地として転用するものです。

32番 大原町の土地 247 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

33番 大原町の土地 368 m²、農地区分は第二種です。

作業所用地として転用するものです。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員

番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号1番について報告いたします。譲受人は現在東新町のアパートにて家族3人で生活しておりますが、立地条件の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。譲渡人は申請地を譲渡し、生活費に充当したいとのことです。現地を確認したところ、北側は道路、東は畑、西側と南側は公共物となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号2番について報告いたします。譲受人は法人です。太陽光発電施設の計画を進めており、土地所有者からの承諾が得られましたので申請するものです。譲渡人は家計の資金源とするために売却したいとのことです。現地を確認したところ、西側は水田で、東側は太

太陽光発電施設が設置されています。南側は住宅となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は東長岡町の共同住宅に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南側は宅地、北側は宅地、西側は水路を挟んで小学校となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は岩瀬川町の共同住宅に住んでおり、手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は農地、南側は宅地、北側は農地、西側は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号5番について報告いたします。譲受人は太田市内で社会福祉法人を営んでおり、申請地を取得し、知的障害者共同生活支援施設を設置するものです。現地を確認したところ、東及び西側は水路、北側は農地、南側は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号6番について報告いたします。譲受人は隣接地で陸送業を営んでおり、事業拡大に伴い、陸送車及び従業員の駐車場が不足するため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南側は農地、西側は水路を挟んで農地、北側は農地及び集落浄化槽施設となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

9番委員

つづいて番号7番から9番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号7番と8番は譲受人が同一であるため、一括して報告いたします。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電施設に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、西と南は道路、北と東は畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西と北は道路、南は宅地、東は分譲地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

13番委員

つづいて番号10番から12番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号10番について報告いたします。譲受人は申請地に居住しており、子供の成長に伴い住宅建築を計画したところ、現在の住まいが許可を得ていないで建設されたものと判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南側は道路、西側は宅地、北側は農地であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号11番について報告いたします。賃借人は清原町で住宅機器販売業を営んでおり、業務拡大により駐車場が不足しており、賃借して駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、東側は農地、南側は道路、西及び北側は道路であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号12番について報告いたします。譲受人は台之郷町の共同住宅に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東側は宅地、南側は宅地、西側及び北側は農地であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から12番について、報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から12番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号13番から15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員

番号13番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

本件は議案第1号の番号1番と関連している案件です。譲受人は現在、

石原町のアパートに住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。申請者からは周囲の農地に影響を与えないように十分注意して施工し、何か支障が生じた場合は早急に対処する旨の文書が提出されていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

3 番 委 員

番号14番と15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

まず、番号14番について報告いたします。本件は議案第1号の番号2番と関連している案件です。譲受人は資産運用のため太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北側、南側、西側は太陽光発電施設設置用地、東側は農地です。筆ごとにフェンス設置が計画されており、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号15番について報告いたします。譲受人は、申請地の近くで飲食業を営んでおり、近年来客数の増加から駐車場の確保に苦慮していた。譲渡人は平成16年に申請地を相続したが、会社勤務のため、譲受人に管理をお願いしていた。その際、譲受人が一部駐車場として使用していたが、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。そして譲渡人から申請地を譲渡したい申出があり、申請地を取得し駐車場として利用するものです。2筆とも道路に面し、周囲は農地です。現地を確認したところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号13番から15番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号13番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号13番から15番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて、番号16番と17番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員

番号16番と17番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号16番について報告いたします。譲受人は、不動産業を営んでおり、耕作されていない申請地を売買にて譲り受け、自然エネルギーを活用した電力供給の推進・普及を行うため、太陽光発電施設を設置するものです。現地確認をしたところ、北側は住宅及び道路、西、南側は農道で農道の先は畑となっております。東側も畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、また、転用の際は付近の被害に十分注意することから、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号17番について報告いたします。譲受人は工務店を営んでおり、自宅を会社の事務所として利用していましたが、今回申請地を売買にて親の土地を取得して業務に必要な事務所、倉庫用地として利用するものです。現地確認したところ、申請地の一部に無断で木が植えられ、庭石等が設置されておりましたので、これら一部の植木、庭石等を撤去していただきました。また、大きな木については、始末書を添付し是正したいとのことです。北側は譲受人の住居及び申請地の出入口の道路、西側はブロックフェンス塀を挟んで畑、南側は住宅及び未耕作の畑、東側は住宅及び畑となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号16番から17番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま第4地区協議会より、番号16番と17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号16番と17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議 長 　　全員賛成でありますので、番号16番と17番を許可とすることに決定します。

議 長 　　つづいて番号18番から23番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員

第3地区協議会より番号18番から23番について、当地区協議会で

許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
まず番号18番について報告いたします。譲受人は共同住宅に住んでおり、家族も多くなり狭小になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は道路、東側は住宅、南、西側は畑になっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

20番委員

番号19番と20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号19番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。

つづいて、番号20番について報告いたします。譲受人は、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。19番と地続きとなっています。現地を確認したところ、西側と北側は道路、南側と東側は譲渡人の農地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

2番委員

番号21番から23番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

まず番号21番について報告いたします。譲受人はアパートに住んでおり、親から申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は譲渡人の農地、北側は道路、東は宅地、西は畑を挟んで宅地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号22番について報告いたします。譲受人は耕作されていない土地を有効活用し、売電事業を行うため、申請地を父より借り受け、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、国道17号、国道354に扇状に挟まれ、耕作に不向きな農地であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号23番について報告いたします。本件は議案第1号の番号4番に関連する案件です。譲受人は、副業で陶芸家として作品を製作し、行政センター等で陶芸教室等を行っており、住居近くにある申請地を取得し、陶芸作品の作製、展示、販売する建物を建築するものです。現地を確認したところ、東は譲渡人の農地、西は道路、南、北は農地になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許

可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号18番から23番について報告
委員 がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号18番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めま
す。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号18番から23番を許可することに決
定します。
- 議 長 つづいて番号24番から33番について、第6地区協議会の調査した
意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づ
き調査いたしました結果を報告します。
譲受人は大原町のアパートに住んでいますが、昨年より居宅を持ちた
いと計画し始め土地を探していたところ、最適地を譲り受けられるこ
ととなり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は
南側と東側は道路、西側は住宅、北側は畑となっており、現地を確認
したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意
見決定しました。
- 5番委員 つづいて番号25番について当地区協議会で許可基準チェックリス
トに基づき調査いたしました結果を報告します。譲受人は隣接地で土木
建築業を営んでおり、近年工事量が増えたため、不足している資材置
場として申請地を取得するものです。周囲は北、西、東が住宅地、南
が道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許
可相当と意見決定しました。
- 6番委員 つづいて番号26番から29番について、当地区協議会で許可基準チ
ェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。
まず、番号26番について報告いたします。申請地は申請者の居宅西
側の農用地を農業用倉庫及び農機具置場として使用していたことが判
明したため、始末書を添付し是正するものです。申請地の東側及び北
側は宅地、南は道路、西は農地であります。現地を確認したところ、

周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号27番については、譲受人は大原町のアパートに住んでいます。申請地を祖母から借り受け、自己の住宅を建築するものです。周囲は南と西は畑、東側、北側は道路となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号28番については、譲受人は申請地西側に本社事業所を構え、電子部品製造業を営んでおり、事業所西側の県道拡幅工事によって既存駐車場が道路用地となったので、申請地を取得し、県道拡幅工事に伴い減少した駐車場の代替地として使用するものです。周囲は、南が地区公民館、西が申請人の会社、東が道路、北が農地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号29番については、譲受人は金型設計・製作業を営んでおり、敷地が狭小であり搬入が不便なため、申請地を取得し駐車場用地として使用するものです。周囲は、南が道路、東と北は宅地、西は申請人の敷地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

17番委員

つづいて番号30番から33番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。

番号30番について報告いたします。譲受人は使用済み廃油を回収及び再生して販売をしていますが、現在借り受けている従業員駐車場を返却することとなったため、申請地を取得し、駐車場用地として使用するものです。現地を確認したところ、南と西は道路、東は譲渡人の農地、北は譲受人の会社となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号31番と32番は議案第4号の計画変更の土地であります。番号31番の譲受人は小型自動車部品の組み立て工場を営んでおり、仕事量の増加に伴い、現在の借地及び借家では狭小となったため、申請地を取得し、自己の住宅及び作業所として使用するものです。現地を確認したところ、西は道路、北は宅地、東と南は農地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号32番については、譲受人は借家に住んでおり、資金の目途もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、南は道路、東と西と北は住宅地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号33番については、譲受人は家具販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を取得し、作業所及び駐車場用地として使用するものです。現地を確認したところ、北と東は道路、南と西は宅地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号24番から33番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号24から33番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号24番から33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号24番から33番を許可とすることに決定します。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 つづきまして、議案第6号 今年度の下限面積の設定について下記のとおり定めるので決定を求めます。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 議案第6号 下限面積の設定についてでございますが、これは農地法第3条で農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合に必要な耕作面積の下限を定めるものです。

平成22年12月22日付けで「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会が毎年下限面積の設定又は修正の必

要性について審議することとなっております。

今年度の下限面積の設定について下記のとおり定めることについて決定をお願いするものです。

現在の太田市の下限面積は50アールと設定されておりますが、この面積は管内の農家の経営規模と耕作放棄地の割合から判断して定めることとされております。

農家の経営規模は農地法施行規則第17条第1項に基づく判断になりますが、これは区域内農家の経営規模が小さい地域は50アール以下と定めてもよいということになります。

太田市の状況では50アール未満の経営規模の農家の割合が全農家の4割以上に達していません。また、遊休農地の割合が1.59パーセントであり、農地法施行規則第17条第2項で定める遊休農地が著しく多い地域にも該当しないため、下限面積の変更を行わないことと提案をさせて頂きたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- | | | |
|-------------|-------------|---|
| 議
委
議 | 長
員
長 | 事務局の提案が終わりましたがご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、原案のとおり決定いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で、審議は終了いたしました。
つづいて、報告第1号から第4号まで一括して事務局より報告を求めます。 |
| 事
務
局 | | 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について9件提出されております。
内訳につきましては、田7筆 2,937.15 m ² 、畑10筆 6,399.65 m ² 計17筆9,336.80 m ² となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。
つづきまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について22件提出されております。内訳につきましては、21ページをご覧ください。田17筆 10,732.00 m ² 、畑18筆 |

4,279.10 m²、計35筆 15,011.10 m²となっております。いずれの内容につきましても記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は11件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は11件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 つづいて、協議事項（1）農業委員会事務の実施状況等の公表についての決定を求めます。事務局より提案をお願いします。

事 務 局 協議事項（1）農業委員会事務の実施状況等の公表について

農業委員会は平成21年に通知された「農業委員会の適正な事務実施について」により、事務の執行に当たっては、法令事務の的確な執行及び総会等での審議結果等を公表しなければなりません。

これに従い、太田市農業委員会におきましても「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定し公表する必要があるため、別紙資料のとおり（案）を作成しましたのでご協議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、事務局より提案がありましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。事務局提案のとおり、農業委員会事務の実施状況等の公表について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

- 議 長 全員賛成でありますので、農業委員会事務の実施状況等の公表について原案どおり決定いたします。
- 議 長 つづいて、協議事項（２）平成３１年度農林関係税制改正に関する要望についての決定を求めます。
事務局より提案をお願いします。
- 事 務 局 協議事項（２）平成３１年度農林関係税制改正に関する要望について

５月７日の地区協議会において要望の取りまとめをお願いしました「平成３１年度農林関係税制改正に関する要望」につきまして、別紙資料のとおり要望を取りまとめましたので群馬県農業会議に提出してよろしいかご協議願います。
- 議 長 ただいま、事務局より提案がありましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。事務局提案のとおり、平成３１年度農林関係税制改正に関する要望について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、平成３１年度農林関係税制改正に関する要望について原案どおり決定いたします。
- 議 長 その他、新規就農者聞き取り調査用紙について事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 新規就農者実態調査について、説明させていただきます。
各地区において新規に就農した方がいらっしゃいましたら、配布させていただいた「新規就農者聞き取り調査用紙」により情報をお寄せください。東部農業事務所や農業政策課へ情報提供し、新規就農者の育成、定着に結びつけたいと思います。以上です。
- 議 長 その他にご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 質問等無いようなので、以上で第１１回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成30年6月8日（金） 午後3時25分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 21番

署名委員 2番